



福岡医発第 2632 号 (地)

令和 4 年 12 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の推進について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局より日本医師会及び福岡県保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室を通じて別添のとおり連絡がありました。

看護師の処遇改善につきましては、「公的価格評価検討委員会 中間整理」(令和 3 年 12 月 21 日)(以下、「中間整理」)を踏まえ、令和 4 年 9 月 13 日付け福岡医発第 1638 号(地)等にてご連絡申し上げているところです。

今般、「中間整理」を踏まえ、人事院規則 9-8 の一部を改正する人事院規則が本年 11 月 18 日に公布され、医療職俸給表(三)の級別標準職務表が改正され、令和 5 年 4 月 1 日に施行されることとなりました。

具体的には、「医療職俸給表(三)級別標準職務表」に、「副看護師長」および「特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務」が新たに 3 級に位置付けられるとともに、4 級を「医療機関の相当困難な業務を処理する看護師長の職務」に変更する改正がなされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員へ周知方よろしく願いいたします。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

日医発第 1807 号(総医)

令和 4 年 12 月 15 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長

松 本 吉 郎

(公 印 省 略)

看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の推進について

看護師の処遇改善につきましては、「公的価格評価検討委員会 中間整理」(令和 3 年 12 月 21 日)(以下、「中間整理」)を踏まえ、令和 4 年 1 月 18 日付け日医発第 808 号(総医 4)、令和 4 年 9 月 8 日付け日医発第 1090 号(保険)等をもってお送りいたしました。

今般、「中間整理」を踏まえ、人事院規則 9—8 の一部を改正する人事院規則が本年 11 月 18 日に公布され、医療職俸給表(三)の級別標準職務表が改正され、令和 5 年 4 月 1 日に施行されることとなりました。

具体的には、「医療職俸給表(三) 級別標準職務表」に、「副看護師長」および「特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務」が新たに 3 級に位置付けられるとともに、4 級を「医療機関の相当困難な業務を処理する看護師長の職務」に変更する改正がなされております。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等へ周知いただくとともに、本見直し内容を踏まえ、看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の推進の検討にご協力いただきますよう、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



公印省略

4医指第2600号
令和4年12月20日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県看護協会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会長
一般社団法人福岡県私設病院協会長
一般社団法人福岡県精神科病院協会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課医師・看護職員確保対策室)

看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の推進について

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、厚生労働省から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、貴会会員に対して周知いただきますようお願いいたします。
なお、本通知については、福岡県ホームページに掲載しておりますこと申し添えます。

【通知掲載ホームページ】

「福岡県ホームページのトップページ」>「組織から探す」>「医療指導課」>
「厚生労働省からの通知（令和4年度）」

URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kunituti2022.html>

【担当】

看護職員確保班

TEL 092-643-3276

各医師会通知



医政発 1209 第 2 号
令和 4 年 12 月 9 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の推進について

「公的価格評価検討委員会 中間整理」(令和 3 年 12 月 21 日。以下「中間整理」という。)においては、看護師のキャリアアップに伴う処遇改善について、「管理的立場にある看護師の賃金が相対的に低いこと、民間の医療機関であっても国家公務員の医療職の俸給表を参考としている場合が多いことも指摘されており、今回の措置の結果も踏まえつつ、すべての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善のあり方について検討すべきである」とされました。

こうした中間整理の内容を踏まえつつ、国の機関の実態に応じて、看護師に係る国家公務員俸給表である医療職俸給表(三)の級別標準職務表の見直しを行うため、本年 11 月 18 日に、人事院規則 9—8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則(人事院規則 9—8—9 1)が公布され、別添のとおり、医療職俸給表(三)の級別標準職務表が改正されました(令和 5 年 4 月 1 日施行)。

あわせて、公的価格評価検討委員会においては、中間整理の内容に沿って看護師のキャリアアップに伴う処遇改善を推進していくため、人事院規則 9—8 の改正後、厚生労働省から医療関係団体に対して、国家公務員における見直し内容を踏まえつつ、看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の推進を検討していただくよう要請を行うべきとの指摘を受けています。

つきましては、各医療機関において、中間整理及び公的価格評価検討委員会における議論を勘案し、別添の医療職俸給表(三)の級別標準職務表の見直し内容を踏まえつつ、看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の推進を検討していただきたく、本通知の内容につき、貴会会員等へのご周知方よろしくお願いいたします。

写

医政発 1209 第 1 号
令和 4 年 12 月 9 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の推進について

「公的価格評価検討委員会 中間整理」(令和 3 年 12 月 21 日。以下「中間整理」という。)においては、看護師のキャリアアップに伴う処遇改善について、「管理的立場にある看護師の賃金が相対的に低いこと、民間の医療機関であっても国家公務員の医療職の俸給表を参考としている場合が多いことも指摘されており、今回の措置の結果も踏まえつつ、すべての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善のあり方について検討すべきである」とされました。

こうした中間整理の内容を踏まえつつ、国の機関の実態に応じて、看護師に係る国家公務員俸給表である医療職俸給表(三)の級別標準職務表の見直しを行うため、本年 11 月 18 日に、人事院規則 9—8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則(人事院規則 9—8—9 1)が公布され、別添のとおり、医療職俸給表(三)の級別標準職務表が改正されました(令和 5 年 4 月 1 日施行)。

あわせて、公的価格評価検討委員会においては、中間整理の内容に沿って看護師のキャリアアップに伴う処遇改善を推進していくため、人事院規則 9—8 の改正後、厚生労働省から医療関係団体に対して、国家公務員における見直し内容を踏まえつつ、看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の推進を検討していただくよう要請を行うべきとの指摘を受けています。

つきましては、各医療機関において、中間整理及び公的価格評価検討委員会における議論を勘案し、別添の医療職俸給表(三)の級別標準職務表の見直し内容を踏まえつつ、看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の推進を検討していただきたく、本通知の内容につき、管内医療機関へのご周知方よろしくお願いいたします。

医療職俸給表（三）級別標準職務表の見直しの内容【令和5年4月1日施行】

◎見直しの基本的考え方

管理的立場にある看護師や、特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師について、キャリアアップに伴い、より高い職務の級に昇格できる環境整備を図る。

- ①「副看護師長」を新たに3級に位置付け。
- ②「看護師長」を基本的に4級に位置付け。
- ③「特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師」を新たに3級に位置付け。

◎見直し後の医療職俸給表（三）級別標準職務表

※下線部：見直し部分

職務の級	現行	見直し後
1級	准看護師の職務	准看護師の職務
2級	1 看護師の職務 2 保健師又は助産師の職務	1 看護師の職務 2 保健師又は助産師の職務
3級	<u>医療機関の看護師長の職務</u>	<u>1 医療機関の副看護師長の職務</u> <u>2 特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務</u>
4級	<u>医療機関の副総看護師長若しくは副看護部長又は困難な業務を処理する看護師長の職務</u>	<u>医療機関の相当困難な業務を処理する看護師長の職務</u>
5級	医療機関の総看護師長若しくは看護部長又は困難な業務を処理する副総看護師長若しくは副看護部長の職務	医療機関の総看護師長若しくは看護部長又は困難な業務を処理する副総看護師長若しくは副看護部長の職務
6級	特に規模の大きい医療機関の総看護師長又は看護部長の職務	特に規模の大きい医療機関の総看護師長又は看護部長の職務
7級	極めて規模の大きい医療機関の看護部長の職務	極めて規模の大きい医療機関の看護部長の職務

※ 俸給表の級別標準職務表においては、「標準」⇒「相当困難」⇒「困難」⇒「特に困難」の順に職責が高くなる。このため、現行の「困難な業務を処理する看護師長の職務」に比べて、見直し後の「相当困難な業務を処理する看護師長の職務」の方が職責が低くなり、看護師長は基本的に4級の位置付けとなる。なお、副看護師長を置かない小規模な医療機関では、3級看護師長を置けるようにしている。